

同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湘中央学園臨床検査技術学科同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を学校法人湘中央学園 湘中央医学技術専門学校内に置く。

住居地 〒252-1121 綾瀬市小園 1424-4

但し、その運営に関しては理事会をもって決定する。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、学園の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員名簿の編集及び発行
- (3) 学園の事業後援
- (4) ホームページ(インターネット関連)の維持及び管理
- (5) その他必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会は、次の会員にて構成する。

- (1) 正会員 旧日本衛生科学技術院及び湘中央医学技術専門学校卒業生
- (2) 特別会員 湘中央医学技術専門学校現教職員及び理事会で推薦した旧教職員(旧日本衛生科学技術院教職員を含む)
- (3) 準会員 湘中央医学技術専門学校在校生
- (4) 賛助会員 本会の主旨に賛同し、理事会において承認された者
- (5) 名誉会員 本会及び母校の発展に寄与した者で理事会において推薦された者

(入会金及び会費)

第6条 会員は、入会時に入会金10,000円及び終身会費10,000円を納入しなければならない。但し、特別会員、賛助会員、名誉会員はこれを免除する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(選出)

第8条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 理事及び監事は総会において選出する。
- (2) 会長及び副会長は理事会の互選により選出する。

(職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務の統轄及び会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務を分掌する。会長に病気・事故等の事由で職務の遂行が不可能なとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を分掌し、これを執行する。
- (4) 監事は会計及び事業の監査を行う。

(任期)

第10条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期満了または辞任の場合において後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- (3) 第8条第1号の規定により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(種別及び招集)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 会議は定期総会、臨時総会、理事会とする。
- (2) 定期総会は年1回、会長の招集のもとに行うものとする。
- (3) 臨時総会及び理事会は、必要に応じて会長が招集するものとする。但し、役員または代議員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会の構成及び運営は次の通りとする。

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、役員及び代議員をもって構成する。また、正会員は出席し意見を述べることができる。
- (2) 代議員は各卒業生年度1名以上を選出する。

- (3) 総会の開催は、役員及び代議員の2分の1以上の出席をもって認める。ただし委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。
- (4) 総会の議決は、出席役員及び代議員の過半数による。
- (5) 代議員が総会に出席できない場合は、他の正会員に代理出席を委任することができる。

(理事会)

第13条 理事会の構成及び運営は次の通りとする。

- (1) 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。
- (2) 理事会の開催は会長、副会長及び理事の3分の1以上をもって認める。
- (3) 理事会の議決は出席者の過半数による。
- (4) 理事会に出席できない理事は、他の理事に委任することができる。

(議決)

第14条 総会は会務の運営上必要と認められた事項について議決を行う。

第15条 理事会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 総会の議案に関する事項
- (2) 本会の運営上必要な細則制定に関する事項
- (3) その他会務運営上必要な事項

第6章 代議員

(代議員)

第16条 代議員とは、第12条第2号で定めるものをいい、任期及び選出は次の通りとする。

- (1) 代議員の任期は特に定めない。
- (2) 代議員の選出にあたっては、卒業時に卒業生により互選される。

(代議員の交代)

第17条 代議員が交代できる場合は次の通りとする。

- (1) 代議員が役員に選出された場合。
- (2) 住居移転等により、総会への出席が著しく困難な場合。
- (3) 住所不明となり、連絡が一切取れなくなった場合。
- (4) 死亡及びそれに準ずる場合。
- (5) その他、代議員として業務遂行に重大な支障が生じた場合。
- (6) 代議員を新たに選出する場合は、何れも理事会が推薦し、総会において信任を得る。

第7章 会則の改正

第18条 会則の変更は、理事会の過半数の賛成を得てこれを発議し、総会の過半数の賛成によって成される。

第8章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(経費)

第20条 本会の経費は、会員の会費及び有志の寄付金をもって充てる。

第9章 クラス会援助

(対象)

第21条 クラス会援助の対象は、下記の条件を全て満たすものとする。

- (1) 湘央医学技術専門学校の卒業生であること。
- (2) 年1回以内であること。
同一学年は1クラスとする。
- (3) 同窓会費の納入者であること。
- (4) 理事会の承認を得たものに限る。

(提出物)

第22条 援助費請求の際は、下記の提出物を必要とする。

- (1) 計画書(日時・宴会場所・予定人数など)
- (2) クラス会出席者、欠席者(案内をした者)の氏名・住所・電話番号の名簿
- (3) クラス会の証明〔宴会費の領収書(明細)のコピーなど〕

(援助金)

第23条 援助金の算定は次の通りとする。

クラス会基本金(5000円) + (クラスの卒業人数×1000円)

但し上限を30,000円とする。

第10章 慶弔費

(対象)

第24条 慶弔の対象は、同窓会会員、同窓会役員及び湘央学園の関係者とする。

(内容)

第25条 詳細は下記の通りとする。

- (1) 同窓会会員は原則、弔電のみとする。
- (2) 同窓会役員、湘央学園の関係者及び在學生は、慶弔費として金20,000円を上限として支給するものとする。

(3) その他必要に応じた場合は理事会の協議の上決定する

附 則

1. 本会会則は昭和57年12月2日より施行する。
2. 本会会則の改正は次の通りとする。

昭和57年12月2日	制定
昭和60年5月30日	改正
昭和62年6月30日	改正
平成11年6月12日	改正
平成15年5月16日	改正
平成16年5月21日	改正
平成23年5月27日	改正
3. 第6章 代議員の規程は、平成9年7月12日より施行する。この規程の施行以前の代議員については、平成9年4月19日に行われた総会において、資料として提示された代議員名簿に記載されている者とする。
4. 第10章 慶弔費の規約は平成13年9月8日より施行する。
5. 第5章 会議（総会） 第12条（3）は、平成26年5月30日より以下の通り改正する。

（3）総会の開催は、役員及び代議員の2分の1以上の出席をもって認める。ただし委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。